

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	朝霞市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/2/dokujiriyou.html

執行機関名 朝霞市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業の給付等の申請に係る事務)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則第6条第1号 朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業の給付等の申請に係る事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業(以下「事業」という。)は、在宅障害児・者について、特殊寝台・特殊マット等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって <u>障害児・者の福祉の増進</u> に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令